

川越市職業センター条例施行規則の一部改正する規則（案）の概要について

平成27年8月10日
福祉部障害者福祉課

1 趣旨

現在、川越市職業センターの休業日は、「①日曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する休日、③12月29日から翌年の1月3日までの日」となっております。

平成27年10月1日からは、利用者のより一層の利便性の向上を図るため、①の休業日を日曜日及び土曜日とする旨の見直しをするものです。

2 改正の内容

川越市職業センター条例施行規則第2条及び第3条を以下のように改めます。
(下記施行規則(抜粋)の下線箇所を加筆及び修正し、第3条の表を削除)

川越市職業センター条例施行規則(抜粋)

(休業日)

第二条 川越市職業センター(以下「センター」という。)の休業日は次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(利用時間)

第三条 センターの利用時間は、午前九時から午後四時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 施行期日

この規則は、平成27年10月1日から施行するものです。